

## 前橋市特別職報酬等審議会の開催結果

市長等特別職の給料を減額する諮問に対し、前橋市特別職報酬等審議会から次のとおり答申がありました。

## 1 答 申

市長等特別職の給料月額について、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う現下の厳しい社会経済情勢及び本市の財政状況を勘案すると、次のとおり減額することは、適当である。

## (1) 市長等の給料月額

	現 行	減額後の給料	減額率
市 長	1,125,000 円	787,500 円	30%
副 市 長	900,000 円	720,000 円	20%
教 育 長	765,000 円	612,000 円	20%
公営企業管理者	755,000 円	604,000 円	20%
常勤監査委員	655,000 円	589,500 円	10%

期末手当の額の算出の基礎となる給料月額については、減額しないものとする。

## (2) 減額する期間

令和2年7月1日（水）から12月31日（木）まで

## 2 その他

- ・令和2年第2回定例会（6月議会）に条例改正議案を提出予定です。
- ・副市長は2人いるため、削減額の総額は約640万円の見込みです。

## 本件に関するお問い合わせ先

## 職員課 給与厚生係

電 話 直通 / 027-898-6504